



# 校区外就学のしおり



香南市教育委員会

# 1 校区外(区域外)就学について

お子さんの入学する学校(就学校)は、住民基本台帳の住所に基づいて指定されており、学校教育法施行令第8条の規定に基づく香南市立小中学校及び幼稚園等の通学区域に関する規則により定められています。

校区外(区域外)就学とは、一定の条件を満たしている場合に、定められた区域(校区)以外の学校に通うことを認める制度です。

## 校区外就学とは

校区外就学とは、香南市に住民登録をしている児童生徒が住民基本台帳で指定された就学校以外の香南市内の学校へ就学(通学)することをいいます。

## 区域外就学とは

区域外就学とは、香南市に住民登録をしていない児童生徒が香南市内の学校に就学することをいいます。もしくは、香南市に住民登録をしている児童生徒が香南市外の学校に就学することをいいます。住所地の教育委員会と協議し、承諾を得た場合に香南市、もしくは香南市外の学校に就学することができます。(私立学校・国立学校・県立学校除く)

## 校区外(区域外)就学が認められる事由等

認定項目		事由	対象	認定期間
転居		転居により指定校が変わったが、引き続き従前の学校(園)への通学(園)を希望する場合	小4以下	学年末まで
			小5以上及び中学生	卒業まで
留守家庭		保護者が勤務等のため、園児・児童の降園・下校後が留守になる家庭で、保護者の勤務先・親族等の住所による指定校への通学(園)を希望する場合	幼稚園児及び小学生	学年末まで
転居予定		住居の新築・購入、新たな賃貸借契約等による新住所及び改築に伴う元住所への転居予定で、転居予定先の住所による指定校への通学(園)を希望する場合	全学年	住所移転完了まで
教育的配慮		心身の事情により、指定校以外への通学(園)を希望する場合	全学年	卒業まで
その他 教育的知見	地理的事情	住居が校区の境等で、通学距離の短縮等、児童生徒の負担を軽減する等の理由で指定校の変更を希望する場合	全学年	卒業まで
	兄弟姉妹	現在、兄弟姉妹が指定校変更を認定されていて、その認定された学校と同じ学校への通学を希望する場合	全学年	卒業まで
	緊急な転居	公共事業に伴う立ち退き、被災、家庭の事情等による緊急な転居で、一時的に指定校区域外に居住後、元の住所または校区内に戻るため、引き続き従前の学校への通学を希望する場合	全学年	該当事由が消失するまで
	部活動	小学校時代よりスポーツ少年団等で取組をしてきた活動における部活動が指定された中学校にないため、該当部活のある中学校への通学を希望する場合	中学校入学時及び県外・市外からの転入時のみ	卒業まで
	中学校進学	小学校卒業まで指定校変更等が認定されていて、その認定された小学校の通学区域が含まれる中学校への進学を希望する場合	中学校進学時	卒業まで
	その他	上記に該当しない事由で指定学校の変更をすることが相当と認めた場合	全学年	
		特認校(吉川小学校)への入学・転学を希望する場合	小学生全学年	

## その他の要件としてれる想定される例（補足）

### 1. 家庭の事情による特別な理由

- ・家庭の事情（病気等）

※校区外（区域外）就学は、様々な要因が考慮されますが、申請したからといって必ず許可されるものではありませんので、ご注意ください。

### 2. 通学の安全に関わる理由

- ・自然災害のリスク（地震、洪水、浸水など）



## 手続きの流れ

お子さまの学びの場を変更する制度であるため、手続きにはいくつかの段階があります。下記の流れに沿って進めてください。

### ① 教育委員会への事前相談

現在のお子さまの状況や、校区外（区域外）を希望する理由について、教育委員会学校教育課までご相談ください。



### ② 申請書類の提出

相談後、以下のような書類を提出していただきます。

- 通学区域（校区）外通学申請書
- 区域外就学申請書
- 理由を証明する書類、保護者・児童生徒の状況がわかる資料（必要に応じて）



### ③ 審査・判断

提出された書類をもとに、教育委員会が総合的に審査します



### ④ 結果通知の送付

審査結果が決定次第、教育委員会より「就学許可通知」または「不許可通知」を郵送いたします。

## 2 特認校制度について

香南市教育委員会では、吉川小学校を小規模特認校と定めています。この特認校制度は、小規模校の特性を生かし、心身の健やかな成長や豊かな人間性を培いたいと希望する香南市全域の児童とその保護者に、一定の条件を付して入学・転学を認め、地域および小規模校を活性化することを目的としています。



吉川小学校

## 特認校に通学する条件

- ① 特認校の学校長による説明及び面接を受けること。なお、他校からの転学の場合は、在籍学校長と転学についての面談が済んでいること。
- ② 自力で通学できること。または保護者が責任を持って送迎できること。
- ③ 児童の登下校時における安全の確保や、PTA活動への協力、その他学校行事等に対して保護者が協力できること。
- ④ 通学は、原則として毎年4月からとし、1年以上の通年通学に限ること。
- ⑤ 通学が許可された後に、虚偽の申請の判明や、特認校制度の趣旨や目的等に合わない事由が生じ、通学に支障があると認められるときは、許可を取り消す場合があること。

## 手続きの流れ

### 新入学を希望する場合

①「特認校入学申請書」に必要事項を記入し、申請書持参のうえ、特認校（吉川小）において学校長の面接を受ける。



②特認校（吉川小）を通じて、香南市教育委員会へ「特認校入学申請書」を提出する。

### 転学を希望する場合

①「特認校転学申請書」に必要事項を記入し、申請書持参のうえ、在籍学校長と面談する。



②在籍学校長の確認書が記入された申請書を持参し、特認校（吉川小）において学校長の面接を受ける。



③特認校（吉川小）を通じて、香南市教育委員会へ「特認校転学申請書」を提出する。

## 3 注意事項について

- ① 校区外（区域外）就学は、当該児童・生徒の保護者から個々の事情を伺い、それぞれの許可基準等に照らして教育委員会が特別な事情があると判断した場合に限り認められます。
- ② 校区外（区域外）就学における通学上の安全確保は保護者の責任で行っていただきます。
- ③ 校区外（区域外）就学を申請する理由によって提出する書類が異なります。
- ④ 申請内容が事実と相違していることが判明したとき、許可事由に該当しなくなると認められるときは、当該許可を取り消す可能性があります。

○香南市立小中学校及び幼稚園等の通学区域に関する規則🔗



○香南市指定学校の変更にに関する事務取扱要綱🔗



○香南市ホームページ



【問合せ先】

香南市教育委員会 学校教育課  
TEL：0887-50-3019